

夕張市財政再生計画の変更 (令和3年12月)の概要

- 本年9月14日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和3年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 財政調整基金積立（＋229百万円）

令和2年度決算剰余金に係る繰越金（244百万円）について、今回の計画変更に必要な一般財源所要額を除いた上で、財政調整基金への積立を行うもの。

（財源）一般財源 229百万円

(2) 子育て世帯への臨時特別給付（＋34百万円）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、夕張市において実施する高校生以下の子供1人当たり5万円の現金給付に必要な経費を計上するもの。

（財源）国支出金 34百万円

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種（＋23百万円）

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の体制確保等のため、必要な経費を計上するもの。

（財源）国支出金 22百万円

道支出金 1百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋74百万円）、繰入金の減（▲38百万円）、地方債の増（＋55百万円）、その他の増（＋244百万円）により335百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋1百万円）、物件費の増（＋19百万円）、維持補修費の増（＋7百万円）、扶助費の増（＋36百万円）、建設事業費の増（＋35百万円）、繰出金の増（＋2百万円）、その他の増（＋235百万円）により
335百万円の増